

## 交通流動予測の実施フロー（県及び市町村）

- ・ 店舗面積（小売業の面積）が2万㎡以上などの店舗が対象（要領第2条第3項）

○ 設置者と市町村都市計画担当課との協議（公共施設管理者協議、開発許可など）

- ・ 店舗面積が2万㎡以上の店舗などについて、開発許可などの協議があった場合、「県大規模小売店舗立地法交通流動予測実施要領」により、交通流動予測（交通シミュレーション）の実施が必要である旨を設置者に伝達
- ・ 店舗の概要を報告様式に記載し市町村商業担当課長へ報告

・ 市町村商業担当課

（報告内容）

（店舗概要報告 報告様式による）

- ・ 店舗名
- ・ 出店予定地
- ・ 開店予定時期
- ・ 設置者
- ・ 店舗面積 など

・ 県商業振興課

○ 県商業振興課から設置者に交通流動予測（交通シミュレーション）の依頼

○ 設置者から配置図及び来店経路の設定に関する資料の提出（指示事項）

- ・ 予測の範囲（道路管理者、交通管理者などと協議して指示）
- ・ 準備書の提出までに交通流動予測（交通シミュレーション）を実施

六  
か  
月  
程  
度

○ 交通量調査を実施（設置者実施）

○ 交通流動予測（交通シミュレーション）結果の提出（設置者から県へ）

※ 交通流動を実施する前に、現況交通状況の再現性について検証が必要

○ 交通流動予測検討会

メンバー 県商業振興課、県道路管理課、県都市政策課、県地域振興局、  
県警交通規制課、地元警察署、北陸地方整備局国道事務所、  
市町村関係課

（第1回）

- ・ 設置者のプレゼン  
現況のシミュレーション  
開発負荷後のシミュレーション  
設置者が実施可能な対策を行った場合のシミュレーション
- ・ 検討会メンバーからの対策検討指示

（第2回）

- ・ 対策検討指示事項の検証（問題が解決されなければ、その後も開催）

○ 新設（変更）計画準備書の提出

○ 大店立地法の届出